

厚生常任委員会

平成22年2月16日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	飯高 昭二	
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	佐藤 滋生	福 祉 課 参 事	清水 修一
同 課 長 補 佐	中原 潤	国 保 医 療 課 長	植村 俊彦
国 保 医 療 課 参 事	寺田 良信	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
健 康 対 策 課 長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、辻委員

委員長

おはようございます。

それでは、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開かせていただきます。
最初に、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

署名委員に、飯高委員、辻委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査案件でございます（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査案件（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、前回の委員会以後、今日までの進捗状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、ISO14001、環境マネジメントシステムであります。現在、当町の環境マネジメントシステムはISOに3期目の登録をしているところであり。ISOでは年1回の定期審査の受審が義務づけられておりまして、昨年12月22日に定期審査を受審した結果、当町の環境マネジメントシステムは、平成20年度よりも向上しているとの評価をいただいたところであり。ます。

次に、平成22年1月末現在のごみ排出状況につきまして、資料1-①でお示ししておりますので、簡単にご報告させていただきます。

まず表面の家庭系廃棄物であります。家庭系廃棄物の排出量につきまして、中段やや下に網掛けで、1月末現在までの排出量をお示しをしております。

す。1月末現在で3,541.48 tと昨年の同時期と比較をいたしまして、量にして193.53 t、約5%の減少であります。

一方、家庭系の資源物につきましては、裏面の中段やや上になりますが、1月末現在で746.67 tと、昨年の同時期とほぼ同様の排出量となっていて、家庭系では廃棄物の排出量減少分がそのまま家庭系総計の減少分となっております。このまま経過いたしますと、平成21年度につきましても平成20年度の排出量を下回り、平成12年度のごみ処理有料化導入以後の減量化状況が持続されるものと考えているところであります。

一方、事業系につきましても、平成22年1月末現在で1,345.63 tの排出量で、昨年の同時期と比較いたしまして、量にして199.86 t、約13%減少しているところであります。しかしながら、この事業系のごみの量は可燃ごみの処理量の約31%を占めております。

奈良県全体の平均で見ますとほぼ同じ比率であります。奈良県内の市を除く町村だけを見ますと、事業系ごみの占める割合は可燃ごみの処理量の約23%という平均でありますので、当町の場合、国道25号線を通しているという立地条件ではありますものの、比率がやや高いということがいえま。そういったことから、当町では、これまで事業系ごみの減量化・適正処理を図るため、抜本的な対策の検討を続けており、今回その一環といたしまして搬入方法と処理手数料の見直しを行うこととしております。

この件につきましては、条例改正も伴うことから、3月議会で改正案の上程を予定しております。詳しくはこの後の案件であります3月議会付議予定議案のなかで、その考え方を含めてご説明を申し上げたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

家庭系、事業系ともに、昨年の同時期と比較して減少しているということで、平成22年1月末現在の総排出量は5,821.7 t、量にして409.97 t、約7%減少している状況であります。

次に剪定枝葉・刈草、生ごみの堆肥化状況であります。資料1-②でその状況をお示ししております。剪定枝葉・刈草につきましては、平成22年1月末現在で、311.41 tを搬出をし、堆肥化処理をしております。すでに昨年度より約24 t多く搬出している状況であります。

次に生ごみの分別収集モデル事業の状況であります。昨年10月より幸前

自治会、白石畑自治会、156世帯及び個人的にご協力いただいております。15世帯の方々のご協力によりまして、生ごみ分別収集・堆肥化処理のモデル事業を実施しておりますが、これまでに大きな問題点もなく順調に収集・処理が行われております。

なお処理量につきましては、平成22年1月末現在でモデル自治会が6,868kg、約6.9t、モデル世帯が346.1kgを回収をしているところであります。モデル事業がスタートいたしましたのが季節的に冬に向かう10月だったということもありまして、これまで、家庭や集積場所での臭気についての相談などはございませんが、今後温かくなるにつれて、臭気などの問題につきましても調査してまいりたいと考えているところであります。

次に昨年12月議会初日の町長7期目の施政方針においても若干触れられておりましたが、当町が現在、取り組んでおります「バイオマスタウン構想」につきまして、その原案がまとまりましたので、概要につきまして資料1-③にもとづきましてご説明をさせていただきます。

まず、この「バイオマスタウン構想」であります。持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」の実現に向け、内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省で設立しておりますバイオマス・ニッポン総合戦略会議で一定の基準に達した構想で、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われるか、今後行われることが見込める地域につきまして「バイオマスタウン」として公表されるもので、平成20年度末までに全国197市町村で構想が公表されているところであります。

次に、「バイオマス」とはありますが、ご承知のように、バイオマスとは動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことをいい、代表的なものに家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがらといったものが挙げられ、これまで廃棄物として処理していた有機性資源を計画的・総合的に利活用を図り、温暖化をはじめとした環境問題に対応していこうとするもので、その仕組みをつくるのが「バイオマスタウン構想」ということになります。

現在、当町の構想（案）は、すでに1府6省で構成されておりますバイオマス・ニッポン総合戦略会議で審議をされておりました。基準に達していることなどが認められれば、今月末頃には当町がバイオマスタウンとして公表される運びになっております。

次に、当町の具体的なバイオマスタウン構想の内容であります。当町のバイオマスタウン構想（案）は、社団法人日本有機資源協会が実施をしております「バイオマスタウンアドバイザー養成研修」で研修教材として協力する市町村を募集されておりました、当町が協力市町村として応募し選ばれたことによりまして、アドバイザー研修を受講された39名のうち5名の研修生が実際、当町で4日間、関係機関などとヒアリングをしながら、当町とともに検討・企画したものでありまして、そういった意味ではコンサルなどの支援を受けない手づくりの構想となっているところであります。

構想の1ページ、3の対象地域では、この構想は斑鳩町全域を対象としておりまして、構想の実施主体は斑鳩町となっているところであります。

2ページから5ページの地域の現状につきましては、地理的特色、社会的特色、経済的特色など当町の紹介についてでありますので、ここでは説明を割愛させていただきますので、後ほどご確認をいただきたいと思っております。

次に6ページのバイオマスタウン形成上の基本的な構想であります。当町の特徴として、現在策定を進めております第4次斑鳩町総合計画策定に関するアンケート調査では、「ごみ分別をきちんとしていますか」の間に約96%の住民の方が「はい」と答えるなど、非常にごみ問題に対して意識が高いこと。あるいは斑鳩町役場は、ISO14001については、県内市町村で最も早く認証取得を受け、また国土交通省などで創る認定制度のエコ通勤優良事業所にも、奈良県内の事業所でもっとも早く認定をされるなど、「いかるがの里」を「エコの里」としてもPRし、事業所・住民との協働による新しい歴史を刻んでいこうということで、「ゼロ・ウェイスト斑鳩 みんなで創り みんなで刻む 斑鳩の新しい歴史」を基本方針と定めたところであります。なお、「ゼロ・ウェイスト」という言葉であります。ゼロとは数字の0で、ウェイストとは、浪費、無駄、廃棄物といった意味であり、「ゼロ・ウェイスト」という言葉は、浪費、無駄、廃棄物がゼロであるという意味になり、バイオマス利活用により、ごみゼロのまちを目指そうというものであります。

次に、7ページ以降で、バイオマスの利活用方法について記載をしております。まず、「堆肥化プロジェクト」であります。

平成20年度より公共施設や河川敷などの剪定枝葉・刈草を堆肥化処理し

ているとともに、生ごみにつきましても、モデル事業として平成21年度より分別収集、堆肥化処理を進めておりますが、これらをさらに拡充していこうとするプロジェクトであります。

とりわけ、現在は分別収集の方法が確立できておらず、焼却処理している家庭から発生する剪定枝葉・刈草を平成22年度より分別収集し、堆肥化していこうというふうに考えており、こちらも3月議会で条例改正案を上程させていただき予定にしておりますので、詳しくは、この後の3月議会付議予定議案の方で説明をさせていただきます。

次に、2つ目のプロジェクト、8ページになります。「廃食用油リサイクルプロジェクト」であります。このプロジェクトでは、現在取り組んでおりますバイオディーゼル燃料化のほかに、廃食用油をキャンドルにリサイクルし、間伐した竹と組み合わせて、「エコるがキャンドル」として、イベントなどで活用しようとするものであります。なお「エコるが」とは、造語で、エコといかるがを組み合わせたもので、今後、気軽に環境問題に取り組んでいただくための愛称として広く浸透していければと考えているところであります。

次に、3つ目のプロジェクトとして、「メタン発酵プロジェクト」であります。このプロジェクトにつきましても、将来的に、現在のし尿処理施設鳩水園を建替えなければならないときに検討するもので、し尿及び浄化槽汚泥と食品廃棄物を混合し、メタン発酵させ、そのメタンガスをバイオガス燃料として活用を検討するものであります。

次に、4つ目のプロジェクト「エコポカード利活用プロジェクト」であります。「エコポカード」とは、エコポイントカードの略であります。現在、町内4ヶ所、役場、東・西公民館、生き生きプラザ斑鳩に設置をしております空き缶回収機はポイントカード式で、500ポイントでエコ商品と交換をしております。そのエコポカードを活用し、今後は例えば、様々な環境活動にポイントを進呈し、獲得したポイントに応じて地域特産品やバイオマスタウン構想関連の商品、例えば堆肥でありますとかエコるがキャンドルと交換する仕組みを構築するもので、最終的には「エコるが銀行構想」として、バイオマス資源を町独自の通貨として捉えるプロジェクトであります。

これらの4つのプロジェクトを相互に連携させ、バイオマスタウンの実現

を目指していこうというもので、10ページにはそのプロジェクトのフローアップを掲載し、11ページではバイオマスの利活用の推進体制、スケジュール等について掲載しております。

特に今後、このバイオマスタウン事業の推進を図るため、(仮称)斑鳩町バイオマス利活用推進協議会を立ち上げ、関係機関等と意思統一を図りながら事業を進めていこうと考えているところであります。

そして12ページ以降では、目標なり期待される効果について記載しております。まずバイオマス利活用の目標であります。最終的には廃棄物系バイオマスについては90.6%、未利用バイオマスにつきましては45.3%の利活用を目標としております。

次に、このバイオマスタウン構想の実施により期待される効果であります。大きく6つの効果が期待できると考えております。まず、当然、資源を有効利用いたしますので、循環型社会の形成とできた堆肥で野菜を作り、それを消費する、いわゆる地産地消の推進が図られるなど、循環型社会の形成と新しい斑鳩のイメージの構築といった効果が考えられます。次に、エコが銀行などバイオマスの利活用と観光資源活用との連携を図ることで、バイオマスの利活用による新しい観光資源の発掘にもつながるのではないと期待しております。次に、当然、これまで廃棄物として処理していたものを有効利用いたしますので、廃棄物の減量化による財政負担の軽減が期待できますし、化石燃料の代替としてバイオマス燃料を用いることで、バイオマス燃料による地球温暖化防止への貢献に寄与できるものと考えております。また、堆肥化を進め、それを町内の農家で使用していただくことにより、循環型農業の確立への効果が期待できます。さらに、バイオマスタウンの実現に向けて、住民の皆様が斑鳩町の環境について考え、資源について無駄をなくし、あるいは資源を大切に活用する意識の向上が図れるなど、まちを愛する住民意識の醸成が期待できるなど、このバイオマスタウン構想に基づく事業を展開することによりまして各方面にさまざまな効果が期待できるものと考えているところであります。

なお、このバイオマスタウン構想、昨年度末で全国197市町村が公表されておりますが、今年度末までに、全国で260から270市町村に増加する見込みであります。これまで、奈良県内での「バイオマスタウン構想」の

公表はなかったわけですが、現在斑鳩町のほか、葛城市と五條市がバイオマスタウン構想の公表に向け取り組んでいるとうかがっております。順調に行けば奈良県では近い将来3市町村が公表される見込みであります。

当町といたしましては、これまで「バイオマスタウン構想」とは別に、それぞれ廃食用油の利活用、あるいは剪定枝葉・刈草の堆肥化、生ごみの堆肥化などに着手していたわけですが、今後はこれら有機性資源の利活用を「バイオマスタウン事業」として一元化し、計画的・総合的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

最後に、継続審査案件であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、今後の予定でございます。

当町では、現在、町内の事業所と「レジ袋削減に関する環境協定」の締結を平成18年度から町と協働して活動しておりますマイバッグ持参推進サポーターの方々とともに進めているところでありまして、事業所との協定内容につきまして最終調整まで進捗しておる状況であります。3月定例会中の委員会におきまして、環境協定の詳細をご報告できるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。なお、マイバッグ持参推進サポーターは、これまで組織化されておらず、個人個人の取り組みでありましたが、この環境協定の締結を機に、組織として行動・活動していこうということで、サポーターの方々の間でまとまりまして、今後は、レジ袋だけではなく、環境にやさしい生活を広めていこうということで、名称を「地球にやさしい生活推進協議会」と定められたところでありまして、今後も、環境保全につきまして、町、事業者とともに協働して推進いただくこととなっております。

次に、今年度より実施しております生ごみ分別収集モデル事業であります。現在、171世帯でモデル事業を実施しておりますが、平成22年度ではこの世帯数を500世帯程度まで拡充したいと考えております。現在モデル地区拡充に向けまして説明会等を開催しているところであり、確定いたしましたら当委員会にもご報告を申し上げたいと考えているところであります。

また、既に委員の皆様にご依頼を申し上げますが、来たる3月7日曜日、午前8時より「清流復活大作戦」を開催することとしております。

これまで清流復活大作戦は、毎年11月ごろに開催しておりましたが、平成20年度より大阪府・奈良県の垣根を超え、すべての大和川流域市町村によりまして、3月の第1日曜日を大和川一斉清掃日と定め活動を始めることとなりました。そういったことから当町でも清流復活大作戦によりまして、大和川はもちろん、大和川の支流であります富雄川や竜田川、三代川も清掃していることから、今回より、大和川水環境協議会が主催をしております「大和川一斉清掃」と時期をあわせましての開催に移行しておりまして、大和川を中心とした6コースをご用意をしておりますので、委員のみなさまも最寄りのコースを選択いただき、ご参加いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

以上、少し長い説明になりましたが、継続審査案件につきまして、前回の委員会以後の進捗状況と、今後の予定の説明とさせていただきます。

委員長 どうもご苦労さまでございました。ただ今報告が終わりましたので、質疑やご意見があればお受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 斑鳩町バイオマスタウン構想ということで、今、ご報告を受けたんですけれども、詳細についてはまたちょっと読んでいきたいとは思ってますけれども、この事業を始めるにあたって、国からの交付金というか、支援などはあるのですか。ちょっとそれをお聞きしたいんですけれど。

環境対策課長 バイオマスタウンとして公表された場合のメリットになると思うんですけれども、まず、このバイオマスタウン構想は関係省、1府6庁で情報を共有されますので、取り組みが関係機関に理解されやすいというメリットがございます。また構想が公表されれば、インターネットを介して全国に取り組みが紹介されるということと、あと、バイオマスタウン構想の実現に向けて、施設等の整備に補助金なり、交付金なりの支援が受けられるというメリットがございます。さらに先進的な取り組みに対して、バイオマスタウン表彰などが受けられるなどの、さまざまなメリットが国のほうではあるというふう聞いております。

委員長

ほかに、委員の皆さんで質疑やご意見などはございませんでしょうか。

そしたら、私のほうからちょっとお尋ねしたいんですけれども、非常に素晴らしい取り組みですし、これ期間もかかる、取り組み工程も示していただいています。そして、推進協議会というようなもので、いろいろな方たちに入っていただいているということですが、じゃあ、庁舎内の職員さんについてはどうなのか。こういうことを進めていくために認識をもっていただくために、この庁舎内での職員さんたちの、そういうなんか勉強する、ワーキンググループみたいなものとか何か作ってやってきているのか、ということ。今後進めていく上で、環境対策課はこないして頑張ってくれてますけどね、他の課がどんなふうに関わっていくのかというところについては、ちょっと気になる点ですが。その点は、どのいうふうお考えになっておられますでしょうか。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

当然、このバイオマスタウン構想は、環境面とともに、農業といったことが深く関係しております。そういったことから観光産業課、あるいは下水道汚泥ということも資源となりますので下水道課、この3課では連絡を密にして、去る11月に研修生5名が来た時には、この3課で共に対応をしてきたところがございます。今後も、そういったことから、バイオマス利活用推進協議会を立ち上げて運営を進めていく中では、この3課については足並みを揃えて共に取り組んでいかなければならないと、現在では考えているところであります。

委員長

そうですね、町民の皆さまにもその段階、段階でお知らせしていかなければいけないと思いますが。それ以前に、斑鳩町の役場の中では職員みなさんが意識をもっていただけるように進めていく上においては、全職員がやはりこの問題についてきちっと認識をもっているという状況を作りあげていただかないと、全町民さんに対して広げていく、この構想を理解していただくということはなかなか難しいのではないかとこのふうにも思いますので、その関係する3課でいろいろ協議をしていただき、推進協議会を運営していただくなかでは、常に全職員を対象にして、そういう報告、勉強会みたいなものをやはりしていただき、そのうえで、やはり町民さん、皆

さんのほうにご協力をしていただくといい形をとっていただいて。ちょっとISOのときみたいに職員皆さんの意識を高めるという、ここを力をいれていただかんといかんのかなと思いますけれども、そのへん、またいろいろその時、その時に考えながら進めていただきたいと思います。

よろしいですか、他にはございませんでしょうか。 飯高委員

飯高委員 ISO14001の環境マネジメントということで、向上されている、評価も高いということで、そういう報告を受けているんですけれども。どこが向上されているのか、その中身ですね。ちょっとできたら、書面で見たいと思うんですけれども。委員長、どうでしょうか。どういった向上で評価されているということについて書面を、今度の時でもよろしいですけれども。明記されたそれをちょっと見たと思うんですけれど、どうでしょう。

委員長 休憩します。

(午前9時34分 休憩)

(午前9時36分 再開)

委員長 再開します。

ただいまの飯高委員の意見に対しまして、理事者側の回答を求めたいと思います。 西本住民生活部長。

住民生活 今、飯高委員がおっしゃいましたISO14001の認定更新にかかる結果につきましては、次回の委員会に提出させていただきたいと思います。

委員長 それでは、よろしくお願いいたします。それでよろしいでしょうか。

他になにか、委員の皆さんのほうでございませんか。

バイオマスタウン構想以外の継続審査案件に関わる問題、今までご説明のあった件すべて対象にいたしますが、特によろしいでしょうか。

(な し)

委員長

それでは、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思います。

続きまして、2. 3月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

(1)斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例について、また、これと関連いたしますので、3. 各課報告事項のうち(6)斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例施行規則の一部改正について、これを合わせて、理事者からの説明を求めたいと思います。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、2. 3月定例会の付議予定議案(1)斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例の一部を改正する条例について、併せて3. 各課報告事項の(6)斑鳩町廃棄物の減量及び適正処理並びに環境美化に関する条例施行規則の一部改正についてにつきまして、先ほどの継続審査案件のなかでも少し触れさせていただきましたが、今回、事業系ごみの適正処理、減量化対策、家庭系剪定枝葉・草類の分別収集の2つの事業を実施するにあたり条例の一部を改正することから、3月議会に改正案を上程させていただく予定にしております。併せまして条例施行規則の一部も改正することから、規則改正もあわせてご説明をさせていただきます。

まず、ひとつ目の事業であります事業系ごみの適正処理、減量化対策事業の考え方であります。先ほども申しましたように、当町は国道25号線が通過する立地条件から飲食店などが進出していることもありまして、奈良県内の町村のごみ処理量に事業系ごみが占める割合の平均23%を8%上回る31%が当町では事業系ごみが占めている状況であります。

当町ではこれまでも、事業系ごみの適正処理・減量化を図るため書面によります減量化への協力依頼、あるいは事業所訪問による直接指導等を行ってきたところではありますが、ジャスコ斑鳩店の閉店によりまして、若干減少傾向ではありますが、大幅な減量化にはつながっていないのが現状でありま

す。

また、そのほかにも、事業系ごみに対しましては、分別がきちんとされていないのではないか、中身が見えない色付の袋で搬入されているのではないか、当町以外の事業系ごみも搬入されているのではないか、など疑問視する声もあり、事業系ごみの適正処理・減量化についての抜本的な対策が求められているなか、そういったことを踏まえまして、今回対策を講じるものであります。

その対策を講じるにあたり、事業系ごみの問題点、あるいは当町に適した方法などを勘案いたしまして、①排出事業者から直接、処理手数料が徴収できる方法、②ごみ減量化への動機づけとなるような方法、③越境搬入が防止できるような方法といったことを網羅できるような対策といたしまして、搬入方法の変更及びその変更に伴う処理手数料の前納制の導入、処理手数料額の見直しといった対策を、今回講じることといたしました。

まず搬入方法であります、事業系ごみにつきましては、これまで透明の袋という指定がございましたものの、各自でごみ袋をご用意いただきましたが、今回、家庭系と同じように指定袋制を導入いたしまして、その指定袋以外では原則搬入できないことといたしました。この指定袋制につきましては、家庭系でも既に減量化の効果が確認されているなど、ごみ減量化への動機づけには有効な手法であります。

次に処理手数料額の見直しであります、これまで事業系ごみにつきましては、10kgまでごとに100円の処理手数料を徴収をしておりました。指定袋制を導入するにあたり、指定袋1枚につき処理手数料を徴収することになりまして、多様な職種内容に対応するため、大小2種類の指定袋を用意し、大であります45リットル相当袋につきましては、1枚につき160円、小である30リットル相当袋1枚につき100円の処理手数料を設定しております。この処理手数料額設定の根拠といたしましては、平成18年度から平成20年度までの3か年の事業系ごみの処理経費を算出いたしますと、10kgあたり平均処理経費は202円となっております。現行の10kgまでごとに100円の処理手数料であります、排出側である事業者と処理する側であります当町は、ほぼ折半というようになっておりますが、この負担割合を見直すことで排出事業者にごみ減量化への動機づけを与えようとするも

のであります。

家庭系ごみにつきましては、当然、自治体に処理責任があるわけですが、事業系ごみの場合、事業者自ら適正に処理しなければならないといったように、まず排出事業者には処理責任があります。しかしながら自社で処理施設まで有した事業者は全国であまりないわけで、多くの事業者は、一般廃棄物の場合、市町村に処理を委託されることとなります。そういったことから、町に処理を委託される場合、相応の処理費用の負担をしていただくのは当然であります。事業系ごみとはいえ、処理するごみは一般廃棄物であり、市町村にも処理責任があることを勘案いたしまして、行政と事業者の費用負担割合を行政3に対し事業者7と設定いたしました。

10kgあたり202円の処理経費のうち7割を事業者負担いただくということで141円、そこに袋作成経費の16円を加えまして、端数を切り上げ、10kgあたり160円の処理費用とし、袋1枚あたり10kgと想定できることから、45リットル相当袋1枚あたり160円の処理手数料を設定いたしました。なお、30リットル相当袋につきましては、45リットル相当袋との容量の割合から算出した場合、1枚あたり106円となりますが、ごみ減量化への動機づけとなり、この小さい袋をできるだけ使っていただくということから若干割安とし、1枚あたり100円と設定をしたところがあります。一方、事業系ごみのなかには、剪定枝葉や河川敷などの草類も含まれます。それらを指定袋に収納し、搬入することを義務づけた場合、大量の袋が必要となることから、剪定枝葉・刈草に限り指定袋への収納を免除し、重量による処理手数料の納入を継続をさせます。

剪定枝葉・草類は、既に堆肥化しており、10kgあたり220円の処理委託料であります。それを先ほどの処理負担、行政3：事業者7の割合にした場合10kgあたり154円となりまして、資源化処理するということを勘案し、端数切捨てで10kgあたり150円と設定したところがあります。以上が事業系ごみの適正処理・減量化対策の考え方です。

次に、家庭系剪定枝葉・草類の分別収集の考え方です。平成20年度より大量に発生する公共施設や河川敷等の剪定枝葉・草類につきましては堆肥化処理に移行していましたが、家庭の庭木や草類につきましては、これまで可燃ごみとして焼却処理をしておりました。これら家庭の庭木、草類

も有機性資源、いわゆるバイオマスであることから、バイオマスタウン構想に基づきまして、平成22年度より分別収集し、堆肥化に移行するものがあります。家庭系の剪定枝葉・草類につきましても、ビン類・缶類、ペットボトル、その他プラスチック類などの資源物と同様に、指定袋制による排出といたします。また衛生処理場に持込んでいただく場合に限り、指定袋への収納は免除することとしております。なお当町の場合、資源物は分別の徹底を図っていただくといった観点から、指定袋を無料で配布をしておりますが、今回の剪定枝葉・草類につきましてもは排出される家庭と排出されない家庭が存在します。このことから、負担の公平性を保つため、指定袋を有料とし、可燃ごみからの分別を容易にするための価格設定とするため、1枚20円の処理手数料とさせていただきたいと考えております。

処理手数料設定の根拠といたしましては、剪定枝葉・刈草の堆肥化委託料が10kgあたり220円、1kgあたり22円になります。当然、剪定枝葉・草類は堆肥化できるものの、法律上は一般廃棄物でありまして、その処理責任は自治体でございますが、住民の方々にもごみ減量化を図るといった責務がございますので、処理負担の割合を行政8、住民2といたしまして、1kgあたりの住民の方々の負担を4.4円と設定いたしました。

剪定枝葉や草類の場合、かさ高くはなりますが、重さ的にはそれほど収納できないということで、45リットル相当袋で、可燃ごみの重量の半分、5kgと設定いたしまして、端数切捨てで1枚20円としたところであります。

これによりまして、これまで1枚45円の可燃ごみ指定袋に収納して排出していただいておりますが、剪定枝葉・草類を分別収集をすることによりまして1枚20円のご負担で済むということになりまして、住民の方々も分別するメリットがあるものと考えております。なお、衛生処理場にバラで搬入される場合、10kgごとの計量になりますので、10kgまでごとに袋の倍であります40円を徴収することとしております。

ここまでの、若干、長くなりましたが、平成22年度より実施いたします2つの事業の考え方であります。

次に、この事業を実施いたしますための条例改正であります。

資料2で2つの事業の条例改正案をお示ししております。今回、2つの事業の条例改正を行いますが、その内容は、別表の処理手数料の改正のみであ

ります。しかしながら、それぞれ二つの事業、施行時期が異なることから、条例改正案を2条から構成しておりまして、新旧対照表も2通りあり、ややこしくなっておりますが、ご了承いただきたいと思っております。

まず資料2の2枚目の新旧対照表第1条関係をご覧いただきたいと思っております。事業系の処理手数料の改定であります。別表の区分、旧の事業系一般廃棄物、10キログラムまでごとに100円を、今回の改正案では、区分を事業系といたしまして、(大)事業系町指定ごみ袋1枚につき160円、(小)事業系町指定ごみ袋1枚につき100円、一般廃棄物のうち剪定枝葉・草類で指定袋に収納しない場合10キログラムまでごとに150円に改正するものであります。

なお、施行期日につきましては、平成22年7月1日からであります。経過措置といたしまして、平成22年7月1日から7月31日までの間、事業系一般廃棄物に係る処理手数料については、第1条の規定にかかわらず、なお従前の例によると思っております。

これは、指定袋につきまして、施行日直前に販売することで排出事業者が混乱いたしますので、施行日を7月1日とし、指定袋の販売は7月1日より行いますが、指定袋による搬入は8月1日からという経過措置とさせていただきます。排出事業者の混乱を防止をしたいと考えているところであります。

次に3枚目の新旧対照表の第2条関係をご覧いただきたいと思っております。家庭系剪定枝葉・草類の処理手数料関係であります。これまで可燃ごみに類していたことから、旧条例では、町の処理施設へ搬入する木くず、草類で指定袋に収納しない場合は、10キログラムまでごとに90円としておりましたが、区分を今回、剪定枝葉・草類とし、指定袋に収納する場合、単位を町指定ごみ袋1枚につき金額20円、指定袋に収納せず、町の処理施設へ搬入する場合、単位を10キログラムまでごとに40円に改正するものであります。

こちらの方の施行期日は、平成22年9月1日ですが、経過措置によりまして、平成22年9月1日から9月30日までの1ヶ月間につきましては、処理手数料は従前の例によることとし、9月1日より指定袋の販売を行い、分別収集につきましては10月1日スタートと経過措置を設けている

ところであります。

次に、条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご報告をさせていただきます。資料6の2枚目の新旧対象をご覧いただきたいと思います。

まず、一般廃棄物排出基準等、第6条関係でございます。これまで、可燃ごみのなかに類しておりました木くず、草類を新たに「剪定枝葉・草類」として区分することに伴う改正であります。

次に裏面でございます、3枚目でございますが、町の処理施設への搬入方法、第7条関係であります。これにつきましては、木くずを「剪定枝葉」に改正するものであります。

また、一般廃棄物処理手数料の徴収方法、第14条関係であります。第1項第2号で、旧規則では、第9条の第2項により、という表現となっておりますが、これは例規集のミスプリントで、正しくは第11条第2項が正しいので、今回改めるものあります。

これまで、1年間の搬入許可受けた場合、事業系一般廃棄物すべてが納入通知書により徴収することができましたが、指定袋制を導入することによりまして基本的に納入通知書によりまず徴収はなくなりまして、剪定枝葉・草類のみ納入通知書により徴収できるよう改めるものであります。

また、4ページ目、第14条第3項のただし書きで、事業用町指定ごみ袋は、斑鳩町役場で交付するという事で販売場所を限定をしております。

このことによりまして、排出事業者はどこでも指定袋を購入することはできず、役場の窓口のみで購入いただきますので、越境搬入の防止につながる、あるいはどこの事業者にどれだけのごみ袋を交付を受けたか把握が容易になりますので、減量指導をやりやすくなるといった利点がございます。

以上、事業系ごみの適正処理・減量化対策及び家庭系剪定枝葉・草類の分別収集実施の事業の考え方と、それに伴います3月定例会に上程を予定しております条例改正(案)の説明とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 辻委員。

辻委員 条例について直接やなしに、この剪定枝葉の収集は、一般家庭用の収集ですけれども、今までの可燃ごみと同じような収集になるのか、そのへんは。

環境対策課長 剪定枝葉・草類の収集体制をどのように考えているのかというご質問であります。基本的にはビン類・カン類・ペットボトルと同じ水曜日の資源物収集日に収集を行うように考えております。例えば、東地区につきましては、毎月第1・第3水曜日がビン類・カン類・ペットボトルの収集日になりますので、剪定枝葉・草類につきましては収集のない第2・第4水曜日を東地区の収集日とするというふうに考えております。逆に西地区の剪定枝葉・草類の収集は、ビン類・カン類・ペットボトルの収集日のない第1・第3水曜日というふうに考えているところであります。なお、収集時間につきましてはできるだけ早い時間帯の収集を目指しておりますが、ビン類・カン類・ペットボトルの収集終了後を考えておりますので、基本的には午後からの収集になる見込みであります。

委員長 他に委員みなさんのほうで何かおたずねになりたいことはございませんでしょうか。 辻委員。

辻委員 ここで、指定袋で草類、生ごみの分別の収集されておりますのと、ここに書いております草類の関係ですね。草やったら、生ごみのモデル地区については、草類もある程度生ごみに入れられるのかなという気もしますけれども。そのへん、今後、行くのは同じ施設だと思えますけれども、生ごみやったら無料ですし、草類をここへ入れたら有料になりますけれども、そのへんをどのように指導されるのか。そのへんだけすみません。

委員長 きちっと生ごみと草は別やということなのか、モデル地区なんかでやっていただいている事業もね。そういうことでいいのかということ。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 実際、これは白石畑自治会でご意見をいただいたんですけれども、生ごみの分別収集を開始するときに、「仏さんの花はどこへ入れたらいいのか。生

ごみでいいのか。」ということなんですけれども。「来年、このような事業を予定しています。剪定枝葉・草類を回収する際には、このような草花についても剪定枝葉・草類で出してください、生ごみとしては出すことはできません。」ということでお話をさせていただきましたので、今後、モデル世帯以外でも生ごみに入れていただいても困る、剪定枝葉・草類は草花もそちらに入れていただくというように周知をしてみたいと考えております。

委員長

よろしいですか。でも、今、ちょっと私、気になったんですけれどもね。他の草や、ここにもありますように、庭があってえらい、剪定枝葉や草が出てくる家とない家との、やっぱりあるので、公平にということで、料金も。それはそれでいいんです。ある家の人には45円する可燃ごみ袋に入れてほかにしてはるからね。かえってこういうふうにしてもらったほうがありがたいかなとは思いますが。逆に、今課長が言わはったみたいに「仏さんの花あかんねん」って言ったら、マンションで草木ないのに、仏さんはあるという家やったら、仏さんの花だけのために別に入れてあかんということになると、ちょっと逆に家庭にとっては大変やから、そこのところはやっぱりきちっと。あんまりきちっと線引きすぎたら、また難儀しはる家もあるんちゃうかと、それしかない家もあると思いますのでね。あんまり固くは言えないのかなということも1点、私、話を聞いていて思ったのと。

それと副委員長のほうから収集体制も聞いてくれはったんですが、逆に、袋の交付ね、事業系のごみは役場でしかあかんねんということも言うてはったんですけれどもね。1枚20円を出して買う剪定枝葉・刈草の袋については、町民さんが買わはるることについては、これは、どういうふうに販売をしていただけるのかなというのは今見てて思ったんですけれども。その2点をお願いします。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

まず後者のほうですけれども、販売先ですけれども、家庭系の可燃ごみ・不燃ごみと同様に、商工会を通じて、町内店舗で販売していただくという予定にしております。

もう一方、仏さんの花という例を出して、それしか出ない家庭についてどうするのかということなんですけれども、可燃ごみに入れられても処理はさ

せていただきますので、それしか出ないと、それでわざわざ1枚20円の袋を買うのはどうかという場合は、可燃ごみの袋に入れていただいても処理はさせていただきますという考えであります。

委員長 わかりました。他にございませんか。 小林委員。

小林委員 各業者さんに通達されてもう2ヶ月たちますけれども、業者からの問い合わせ件数とその内容、そして、問い合わせに対する、どこまで、今日していただいた説明ぐらい細かく説明していただいたのか、どこまで説明されたのか、お願いします。

環境対策課長 昨年12月15日付けで、当町としても搬出事業者との合意形成の確立は事業を進める上で不可欠であると考えておりますので、搬出事業者の意見もいただけるのではないかということから、計画段階という前置きで、昨年12月15日付けで書面で、今後、事業系ごみの搬出方法の変更についてお示しをしたところであります。

そういった文書を出して、正式には3軒の店舗からご意見をいただいております。その内容として、2件につきましては、発生するごみが紙の袋、工場で原材料が入っている袋が出ると、それらを指定袋に収納するのは手間がかかるので、なんとか免除してほしいという要望が2件ございました。これにつきましては、購入先への返却、あるいは資源化处理など調査・研究をして、どうしても一般廃棄物として処理をしなければならない場合は、たいへんでも指定袋に収納してくださいというご協力をお願いしたところであります。またもう1件については、小さいお店、飲食店を営んでおられる方から、ごみ処理にあまり費用をかけたくないと、もっと大きい企業からごみ処理費用をとって、私らみたいな小さい店からは費用はあまり取らないでほしいといったご意見をいただいたんですけれども、「今回の改正はごみ減量化に努力をしていただいた分だけ、負担が少なくなる仕組みである」という説明をさせていただいたところであります。

なお、町内の事業者を訪問指導もいたしましたけれども、事業者にとりましては、ごみ処理にはお金も時間もかけたくないというところが本音で、そ

れゆえに、ごみ処理に無関心な事業者も多いのは確かであります。こういったことから何度も周知する必要があるというふうに考えておりました、当町では3月あるいは6月にも書面で周知をして関心を高めていきたいと考えているところであります。

委員長 よろしいですか。今、課長がおっしゃられたように、以前、当委員会で、町民みなさんがお金も手間もかけて分別しているのに、事業系のごみはどうなっているんだというようなご意見が以前にありまして、そこからこういうふうに進めてきていただいたと。今まさに課長が言っていただいたように、町民さんたちがみんな努力していただいていることを、事業者もちゃんと理解をしていただいて、共に、この町の中でね、努力をしていくということ認識もっていただけるように、今後、なかなかいろんな事業者さんがありますので、大変ですけれども、さらに努力していただきたいと思います。他に、委員皆さんのほうで何かございますか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上、3月定例会の付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わらせていただきます。

次に、3. 各課報告事項についてですが、(1) 斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例施行規則の一部改正について、理事者の報告を求めます。佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、お手元に配布させていただいております資料3によりまして説明させていただきます。資料には、改正案と新旧対照表、そして最後に要旨をつけております。

まず要旨をご覧いただきたいと思います。斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例施行規則の一部を改正する規則(要旨)、斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里の休館日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる日は開館することとし、それにとりまう休館日についての規

定の改正を行うものでございます。

次に、1 ページ前に戻っていただきまして、新旧対照表をお開きください。アンダーラインのところでございますが、第3条、休館日、右側の旧では「月曜日及び毎月第4火曜日」となっております。それを左側の新では、その後には但し書きとして「ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、その日以降の休日、土曜日、日曜日又はこの号の規定による休館日でない直近の日とする。」を追加しております。

これにつきまして具体的に説明させていただきますと、月曜日が休日にあたるときは、休館日は翌日の火曜日になります。また、その振替をした火曜日が第4火曜日の場合になった場合、元々火曜日が休館日ですので、月曜日の振替えは、水曜日になりまして、結果、休日の月曜日は開館し、火曜日・水曜日が休館日になります。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。 辻委員。

辻委員 もともと、議会、委員から出ていた意見だと思しますので、これについては結構だと思いますけど、あと、周知だけ、一般の方ややこしいですので、そのへんの周知のほうよろしくをお願いします。

福祉課長 周知のお話でございます。周知につきましては、実際に、この月曜日を振替するというのは、5月の連休が初めてになりますので、4月号広報に掲載させていただきまして、あと町のホームページにも当然掲載させていただきます。また館内のほうにも、当月と翌月の休館日については表示、休館日の日にちを表示しているのがありますので、そこは当然替えさせていただいて、別途また案内文をつけさせていただくということとさせていただきますと思います。

委員長 休日のほうが利用が多いですね。せっかくの休日をなんとか、そしてま

た、祝日の関係の法律が変わってきて、最近では月曜日に休みになるケースが多い状況があった中でね、こういう取り組みをそれに併せてね、斑鳩町もやっていっていただくというのはすごくいいことですが、ただし、今までの利用者の皆さん方へ、今、辻委員がおっしゃったように周知をして知っていただいて、やっぱりせつかく開けるのだから、その日も利用していただけるという状況を、多くの方に利用していただけるように徹底した周知をしていただくということが大事かなと思いますので、よろしく願いいたします。

他に、委員のみなさんのほうで、よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして(2)老人憩の家の申込み時期の変更について、理事者の報告を求めます。佐藤福祉課長。

福祉課長 老人憩の家の申し込み時期の変更につきまして、ご報告させていただきます。現在、老人憩の家の使用許可の申請につきましては、利用希望日の1ヶ月前の翌日から受付させていただいております。リフト付きマイクロバスが2ヶ月前の翌日から受付しておりましたので、利用者の利便を図るという点から、4月受け分から、リフト付きマイクロバスと同様に、2ヶ月前の翌日から受付できるように変更させていただきたいと考えております。なお、周知につきましては、3月号広報に掲載させていただいて、また平成20年度21年度に実績のある団体にも、別途案内通知をさせていただいております。以上簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたしますが。これも委員会の中で要望があって、町のほうが改正をしてきてくれたという内容のものです。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、ここで10時30分まで休憩とさせていただきます。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長 再開させていただきます。続きまして、各課報告事項の(3)子ども手当について、理事者の報告を求めます。 清水福祉課参事。

福祉課参事 それでは、3番目の平成22年度の「子ども手当て」について、ご説明をさせていただきます。資料4をご覧ください。平成22年度の「子ども手当て」の概要でございます。

まず目的でございますが、次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援をする。支給対象児は0歳から中学校終了時までの児童となっており、児童手当では0歳から小学校終了までの児童でございました。受給者は養育者、父・母等でございます。所得制限はございません。手当て額は1人あたり13,000円でございます。

児童手当では、0～3歳未満では10,000円。3歳から小学校終了までの児童で、第1子、第2子は月額5,000円。第3子以降は月額10,000円となっております。次に支給月は、児童手当の支払い月と同じで、2月・6月・10月の年3回払いとなります。支給事務の主体は各市町村で、公務員は所属庁となります。最後に費用負担でございますが、平成22年度は子ども手当ての一部として児童手当分は、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については全額が国庫負担となります。

例えば、児童手当を現在10,000円受給している人は3,000円。5,000円受給している人は、8,000円が国庫負担での上乗せとなります。また児童手当での所得オーバー者や、中学生の方は全額、13,000円が国庫負担となるということでもあります。

そして、平成22年4月1日より施行する子ども手当の支給に係る電算システム経費を、この3月議会に486万2千円の追加補正をさせていただきます。ただ、子ども手当ての支給に関する関連法案等につきましては、成立しておらず準備段階ということもあり、年度内の執行が困難であることから、この経費につきましては、繰越明許を行うものであります。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

委員長 ただいま報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたしますがいかがでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 これはもう国で決まってこういう形になったということで、いたしかたないとは思いますが、当町においての支給対象となる子どもの人数ですね、把握されていればお聞きしたいと思います。

福祉課参事 子ども手当の受給児童数、約でございますが、3,900人程度になります。

委員長 よろしいでしょうか。他に委員皆さんの方でなにかございませんか。

ちょっと確認をささせていただきたいんですが、今までから児童手当の場合ですね、振り込まれる時に、特にご本人にご案内とかもしてなかったのかなあというふうに思うんですが、毎年2月、6月、10月に振込みしはる、ただ振り込まれてる、そして本人さんは現況届っていうのかな、毎年出しているからそれで特に何もお知らせをご本人にしてないというような状況もあるのかなということも思ったりするんですが。ただ、2月はいいんですけど、今年の6月に支給されるのが、児童手当2ヶ月分と子ども手当2ヶ月分の4ヶ月分で6月が支給されるということで、ちょっと複雑な形にはなるんですけれども、これについては皆さん貰えることになる意識も皆お持ちでご理解もされてるのかなと思ったりもするんですが、ただ、でもそういう支給についての実施をされる町としてはね、そういうことについてのお知らせみたいなことはどういうタイミングでできるのかなと。現況届なんか出していただくタイミングと、それをお知らせするタイミングというたら、どんなふうになるのかなとか、そのへんがちょっと私もよくわからないんですが、それについてはどうでしょうか。

福祉課参事 まず今委員長がおっしゃったように、児童手当は2月分、3月分、そして子ども手当は4月分、5月分を6月に一緒に支払いするというので、今現

在児童手当もらっておる方は申請書はいりません。そこに上乘せをして6月に支払いをすると。そして新たに中学生とか所得オーバーの、だから今児童手当受給されている方は申請書は送りませんが、それ以外の0歳から中学生卒業までの対象者の方には、全員申請書を送付いたします。その中で4月初めにうちが申請書を送って受付をして6月に支払いをすると、その申請書を送る時にそういうリーフレットというか、そういうのも当然一緒につけて、説明等を加えた形で送らせていただこうと、そういうふうを考えております。

委員長

そしたら新しく受給者になる方たちはそんでわかるんですけどもね。もともと児童手当を受給してはる人にとってはね、振り込まれる金額増えるから誰も怒る人いてませんけどね。そやけどこうなりますよと、6月からいっぺんにぎょうさん増えると思いきや思い違いしてもらっても困るし、6月に振り込まれるものは児童手当の2月、3月分プラス子ども手当での4月、5月のこの4ヶ月分になりますよという周知については、なんかの方法でどっかでやってもらわんと混乱するかなと。6月に振込まれるのが、全額子ども手当と勘違いしはってもあかんしっていうちょっとそこのとこだけ心配してますねん。ほんでそなん何も考えてはれへん人はただ見て、増えてるわみたいになってことで、増えてたら別になにも言わはる人もないんですけども。そこるところもうちょっと若い方々、関心薄い方なんかもいらっしゃるのではないかなということで、全額子ども手当というような勘違いをしていただいても困るということもあるんで、6月の支給までにはなんかそういうことをね、ちょっとお知らせするような形をとってただけたらと思うんですが。

清水福祉課参事。

福祉課参事

当然4月に法律施行予定でございますので、5月広報で今の内容等をお知らせさせていただき、広報そしてホームページ等で住民周知という形でもっていきたいと考えています。

委員長

わかりました。そしたらね、先ほどの説明ではね、新たな受給者に対してはわりと分かりやすくていう感じを受けましたので、これまで受給されて

いる方にも分かりやすいような周知の仕方をしていただけたらというふう
に思いますので、よろしくをお願いします。

他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして(4)国民健康保険税について、理事者の
報告を求めます。 寺田国保医療課参事。

国保医療 それでは各課報告事項の4番目の国民健康保険税についてご報告いたし
課参事 ます。国におきましては、平成22年度以降、国民健康保険税の算定方法を
一部変更する方針が決定されましたので、その旨についてご報告させていた
だきます。

まず1点目は、非自発性失業に伴う国保税の軽減であります。非自発的に
離職した人、いわゆるリストラ等で自分の意思に反して退職し、国民健康保
険に加入した被保険者につきまして、失業した年度の翌年度末までの間、所
得割額の算定基礎となります給与所得を100分の30で換算することと
し、その結果として保険税額を軽減するというものでございまして、対象は
65歳未満の方となっております。

次に2点目は、課税限度額の変更でございます。国保税の課税限度額の医
療分につきましては、現行47万円となっておりますものを50万円に、後
期高齢者支援金分について、現行12万円になっているものを13万円に変
更するもので、介護分、現行10万円ですけれども、それにつきましては変更
はございません。これによりまして最高額が現行69万円であるものが、7
3万円になります。

次に3点目でございますけれども、被扶養者であった人の減免の期間限定を
解除するものでございます。具体的に申しますと社会保険の被保険者が後期
高齢者医療に移った時に、国民健康保険に加入した、その被扶養者だった人
の保険税については、現行2年間に限る減免をしておりますけれども、当面の
間、この2年間という期限を撤廃しようとするものでございます。

そしてこの3点につきましては、いずれも平成22年4月1日から適用す

ることとなっておりますけれども、斑鳩町国民健康保険税条例の改正が必要となりますけれども、この地方税法、地方税法施行令の改正がどうしても必要となりますので、これらの時期によっては、条例の改正案を3月議会へ上程できないことも考えられますので、そうした場合には、また専決処分に対応したいと考えておりますので、委員の皆さま方には、あらかじめこの旨ご報告するとともに、専決処分を行った場合、その後の議会で承認をお願いすることになりますので、その節は何卒よろしくお願いをいたします。以上でご説明を終わります。

委員長

ただいま報告が終わりましたので、何かおたずねになりたいことはありませんでしょうか。

これにつきましては、私、以前からずっと申し上げているように、国民健康保険税ということで、地方税法の改正っていうのがいつも3月の末になってしまって、3月議会ではでてこない。いつも専決処分されたものを直近の議会で提出するというような形で、ずっと国保税についてはそういう取り組みになってきました。その間、奈良市なんかは保険料ですのもう3月議会にこの内容かけてね、議論をされるというような状況が毎年見られてきたんですが、これは料がいいのか税がいいのかということもうちの国保の方でも協議会の方でも協議をしていただいて、国保税ということですとずっときておりますので、そういう形になるわけなんです。ただ、今説明のあった件につきましては、なにか委員さんの方でちょっと分かりにくいなどというようなものがございましたらご質疑や、またご意見などございましたらお受けいたしますので、いかがでしょうか。特にはよろしいでしょうか。

(な し)

委員長

特にないようですので、続きまして(5)新型インフルエンザについて、理事者の報告を求めます。西梶健康対策課長。

健康対策
課長

新型インフルエンザについてであります。12月の厚生常任委員会以後の状況についてご説明をさせていただきます。それでは資料5をご覧ください。

い。1歳から中学生までの集団接種につきましては、町医師会の先生方のご協力によりまして、昨年12月4日から今年の1月24日まで土曜日・日曜日も含めまして生き生きプラザ斑鳩で15日間実施いたしました。その状況をとりまとめたものであります。

1歳から小学6年生までは2回接種となっております。中学生は1回接種となっております。1歳から小学3年生までは、小児は重症化する恐れがあるということと、中学3年生は受験生ということもあって、接種率が約50%となっておりますが、小学校4年生から6年生と中学1年生と2年生につきましては、接種率がやや低く、小学4年生から6年生の1回目は、38.1%、2回目は32.5%、そして中学1・2年生は、29.1%の接種率という状況でございます。接種者対象者の合計は、3,877人で、接種者の延べ人数は3,003人となっておりますが、6年生までは2回接種となっておりますことから、対象者を延べ人数に置き換え、接種率をみますと全体で43.2%となっております。中学3年生までは、2割強の方が、罹患していることから、予防接種と合わせまして約6割強の方が免疫をもっていると考えているところであります。

12月までは、学級閉鎖が相次ぎましたが、1月は学級閉鎖がなく、罹患者も11月は492人、12月は140人、1月は37人と激減してきており、集団接種の効果が現れてきているのではないかと考えております。

また、国におきましては、優先接種対象者以外の低所得者の方に対しても接種費用の助成を実施することとなりましたが、優先接種対象者以外の方の接種が1月27日から開始されたところであり、この3月31日までに希望者全員に接種できないことが考えられますことから、優先接種対象者以外の低所得者の方のワクチン接種期限を平成23年3月31日に延長し接種費用を助成することとしたところであります。また、町単独事業で助成をしております1歳から中学生、妊婦、1歳未満児の保護者につきましては、平成21年度中にワクチン接種された接種費用につきましては、平成23年3月31日まで申請を受け付けを行うということで、1年以上させていただいて助成をさせていただくこととしております。

こういったことから、接種費用の助成に係ります経費につきましては、今年度の支出未済額を翌年度に繰越しまして、平成22年度においても助成を

させていただきたく、3月議会で繰越明許費のお願いをしまいたいと考えておりますので、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また今後、新型インフルエンザに関する情報等につきましては、町広報紙やお知らせ版、ホームページ等で住民の方に周知をしまいたいと考えております。

以上で新型インフルエンザについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたしますがいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これに関しましては、斑鳩町が無料で接種をするというふうに早く方向付けをされたこと、そしてまた生き生きプラザが完成していたこと、こういうことがあって本当に迅速に対応できたということについては、住民皆さんも喜んでおられますし、私たちもそれについては誇りに思っております。担当におかれましては大変だっただろうと、そしてまた全職員にも声をかけ、協力をさせていただいたということについては、また取り組みとしてはいい取り組みをしていただいたなというふうに、大変大きく評価をさせていただきます。ということも私の方からも申し上げておきたいと思えます。

6番目につきましては、既に先ほど合わせて報告を受けておりますので、次に(7)平成21年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について、理事者の報告を求めます。 佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、平成21年度一般会計補正予算(第8号)のうち、厚生常任委員会が所管します補正につきまして、資料7、平成21年度一般会計補正予算(第8号)歳入歳出総括表(案)により一括して説明させていただきます。

まず、歳入補正予算であります。第14款、国庫支出金の民生費国庫負担金では、広域入所児童数が当初見込みを上回ることから、保育所運営費負担金310万2千円の増額補正。また自立支援給付費負担金では、施設入所者の新規増や各サービスの増などにより295万7千円の増額補正をお願い

するものでございます。次に、国民健康保険保険基盤安定負担金では、歳出における国民健康保険の保険基盤安定繰出金の減額に伴いまして、105万2千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、民生費国庫補助金では、先に説明がありました子ども手当事務取扱交付金で、子ども手当支給事業費の支出に伴いまして486万2千円の補正をお願いするものでございます。次に、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金では、地域における介護施設等の整備事業を推進することを目的とした地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金が交付されることとなり、606万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第15款 県支出金の民生費県負担金では、先ほどの国庫負担金で説明させていただいたのと同様の理由により、保育所運営費負担金で、155万1千円の増額、自立支援給付費負担金で、147万8千円の増額、国民健康保険保険基盤安定負担金で412万1千円の減額をお願いするものでございます。また、後期高齢者医療保険基盤安定負担金では、後期高齢者医療の保険基盤安定繰出金の増額に伴い、85万1千円の増額をお願いするものでございます。次に、民生費県補助金の障害者自立支援特別対策事業費補助金では、43万8千円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、第17款 寄附金の福祉費寄附金では、ふるさと納税により5名の個人の方1団体からご寄附がありましたことから13万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

次めくっていただきまして、歳出補正予算でございます。

第3款 民生費、社会福祉総務費の国民健康保険事業への支援では、国民健康保険の保険基盤安定繰出金等の確定によりまして、634万3千円の減額補正をお願いするものでございます。次に、福祉基金への積立におきましては、歳入で申しあげました福祉費寄附金のうち、福祉基金への積立を希望されました11万円について増額補正でございます。

次に、老人福祉費の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金では606万6千円の増額補正をお願いするものでございます。この補助金につきましては、認知症高齢者グループホーム「陶の郷 わかくさ斑鳩館」におけるスプリンクラー整備事業に対して交付されるものでございます。

次に、障害福祉費の障害者介護給付・訓練等給付費の支給で、施設入所者

の新規増や各サービスの増などにより650万円の増額補正をお願いする
ものでございます。

次に、介護保険事業繰出費の介護保険事業への支援では、介護給付費にお
きまして予算額を若干上回ることから525万円の増額補正をお願いする
ものでございます。

次に、後期高齢者医療費の後期高齢者医療への支援におきましては、後期
高齢者医療の保険基盤安定負担金額の確定により、113万5千円の増額補
正をお願いするものでございます。

次に、保育園費の広域入所の充実では、当初予定していた広域入所児童数
が当初見込みを上回ることから344万8千円の増額をお願いするもので
ございます。また、子ども手当支給事業費では、平成22年4月1日から施
行する子ども手当の円滑な実施を図るため、先に電算システムを導入するこ
とから、486万2千円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、第4款 衛生費の感染症予防費では、新型インフルエンザワ
クチン優先接種の前倒し接種に伴います人件費所要額30万5千円の増額、
また塵芥処理費では、剪定枝葉・刈草の積込み作業量の増加や衛生処理場の
緊急修理工事等に伴う人件費所要額76万円の増額補正をお願いするもの
でございます。

次に下の方に移っていただきまして、繰越明許費のところでございます。
第3款 民生費、社会福祉費の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業
で606万6千円であります。これにつきましては、平成21年度において
予算の執行が困難なため繰越明許をお願いするものでございます。

次に、児童福祉費の子ども手当支給事業では、子ども手当の支給に関する
関連法案等につきまして、成立しておらず準備段階ということであり、48
6万2千円の繰越明許をお願いするものでございます。

次に衛生費の保健衛生費で、新型インフルエンザ対策事業では、今年度中
に希望者全員に接種ができないと考えられますことから、1,605万4千
円の繰越明許をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成21年度斑鳩町一般会計補正予算（第
8号）のうち、厚生常任委員会が所管します補正についての説明とさせてい
ただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ただいま当委員会所管に関する補正予算についての説明がございましたが、委員皆さんの方で何かおたずねになりたいことがありましたら、お受けいたしますがいかがでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして(8)平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について、理事者の報告を求めます。
植村国保医療課長。

国保医療 それでは、平成21年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。今回の補正につきましては、保険給付費の増加、保険基盤安定繰入金の確定、また、高齢者医療制度円滑運営事業等それらに関連するものに係るものでございます。

それでは具体的にご説明申し上げます。資料8の総括表(案)をもって説明をいたしたいと思っております。まず、上段の歳入でございます。

第2款 国庫支出金でございます。療養給付費負担金につきましては、前期高齢者交付金の受け入れに伴いまして計算上の変更がございまして、77万3千円の減額を、また財政調整交付金につきましては、歳出におけます保険給付費の増額に伴いまして、615万6千円の増額をお願いするものです。また高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、歳出の同事業の補助金といたしまして26万3千円の増額を行うものでございます。合わせて、135万4千円の減額をお願いするものでございます。

次に第5款の県支出金であります。財政調整交付金におきまして、国庫支出金と同様、保険給付費の増額に伴いまして、478万8千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第8款 繰入金でございます。一般会計繰入金におきまして、保険基盤安定繰入金の確定によりまして、医療分として383万9千円の減額、後期高齢者支援金分といたしまして77万1千円の減額、また介護納付金分といたしまして18万3千円の減額でありまして、また保険者支援制度分と

いたしまして210万4千円の減額をお願いするものであります。一方で、財政安定化支援事業繰入金の確定によりまして、55万4千円の増額をお願いいたしまして、合わせて634万3千円の減額をお願いするものでございます。歳入の最後といたしまして、第10款 諸収入でございますが、このたびの予算の補正におきまして、ただいま説明しました歳入予算と歳出予算に差が生じるため、その差額の5,648万4千円の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。まず、第1款 総務費でございます。一般管理費の高齢者医療制度円滑運営事業の費用といたしまして、26万3千円の増額をお願いするものでございます。この事業は、70歳以上75歳未満のいわゆる前期高齢者の負担割合が、本来2割であるところを1割とする特別措置につきまして、その期限をさらに1年延長するということが決定いたしまして、これに係る事務でございます。具体的には、新たな高齢受給者証の印刷や郵送代、周知用リーフレットの作成等でございます。全額国庫補助金となる予定でございます。

また第2款 保険給付費でございますが、補正予算案作成時における今年度の保険給付の執行状況から、決算見込額を考えるなかで、当初予算額に比べまして、約3%程度の増加が予想される現状となっておりますことから、一般被保険者療養給付費につきまして、5,331万2千円の増額をお願いするものでございます。

現行予算額に、歳入歳出それぞれ5,357万5千円を増額し、歳入歳出それぞれ34億4,430万7千円とする補正でございます。

以上、簡単ではございますが、平成21年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明といたします。よろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。

(な し)

委員長

特にないようですので次に進めます。

続きまして、(9)平成21年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、理事者の報告を求めます。 佐藤福祉課長。

福祉課長 それでは、(9)平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、お手元に配布させております資料9、歳入歳出総括表(案)により説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,171万4千円を追加し、予算総額を15億9,692万5千円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、最終的な介護給付総額を推計するにあたり、現在の予算額を上回る見込みでありますことから、まず歳入につきましては、給付額に対する法令に基づく国・支払基金・県・市町村の負担割合に応じまして、第3款国庫支出金で840万円、第4款支払基金交付金で1,260万円、第5款県支出金で525万円、第8款繰入金において525万円のそれぞれ増額補正をお願いするものでございます。また第6款、財産収入で基金預金利子といたしまして、21万4千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に歳出につきましては、第2款介護給付費において、各サービス給付費総額で4,200万円の増額補正をお願いするものでございます。また第3款 基金積立金におきましては、介護サービス給付の増などにより、合計で1,028万6千円の減額補正をお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが、平成21年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、ちょっと私1点だけ、補正予算ということもございまして、ちょっと気になる点がございしますので、申し上げたいと思うんですが。

軽度のお年寄りの皆さんがお世話いただいている地域包括支援センターなんですけども、現状でお1人体調のことからお休みになっているということで、どうも状況見ますと、その休んでおられる方の分をそれまでいらっしゃった方々に振り分けて、お1人の方がたくさんの方をお持ちになって今サービスのご相談など受けているような状況があるように見受けられます。そして今までからいらっしゃる方が非常にそれまででもいっぱいお持ちの方が、非常に休んでおられる方の分までお持ちになって、もうなんかかなりの数を持っておられるような私は感じを受けております。これまでうちの近所もね、うちも含めまして来ておられた方がお休みになってるものですから、今までいらっしゃった別の方来ていただいたりしてるんですが。そういう状況というのはどうなのかな、これまででも、高齢者も増えてる、軽度の人も増やす、そして予防に力を入れるということでやっている介護保険ですのでね。そして地域包括っていうのは本当に介護保険の核だと私は思っています。ですから、その人手が、ご本人の体調のことですからね、それは仕方がないと、でも仕方がないからといって、いや社協に委託しているから社協で勝手にやってくれというのでは、私は町は無責任だと思っております。これは本来、町がやらなければならない事業なんですね、たまたま社会福祉士などの資格が必要とするために、社協に委託をすることができるということで委託をただけで、県内の市町村でも自分のところで直営でやっておられるところがたくさんございます。ということでいうと、この地域包括については斑鳩町として責任を持った運営をしてもらわないといけないと私は思っております。たまたま委託をしているだけであって。その様子っていうのはね、やはりちょっと状況によって把握し、必要であれば臨時職員さんなんかを入れていただくとか、そういう手立てですね、やっぱりなんかとってもらわんと、これでは逆にそこにもともといらっしゃる職員さんたちも過重負担になって、ひいては住民サービスに影響が出てくるのではないかというふうに心配しております。ですから介護予防をしていく中で、軽度者も増える、高齢者も増えるという中であってこの点につきましては特段にご配慮いただきたいと思っております。ちょうど補正予算の関係でするので、私は年度途中でも、補正を考えてでも、これは取り組むべき問題ではないかというふうに思っておりますのでね。今ちょっと発言をさせていた

だいたわけなんです、これについてはいかがでしょうか。

西本住民生活部長。

住民生活
部長

ご心配いただいておりますことにつきまして、まず、現行、社会福祉協議会に委託をしております、地域包括支援センターの職員の数でございますけれども、常勤職員が3名、兼務の常勤職員が1名、そして半日勤務の臨時職員が1名おります。今、委員長おっしゃいますように、その内常勤職員1名が休んでいるということで、欠員しているわけでございますけれども、社会福祉協議会、地域包括支援センターの方にも問い合わせもいたしましたところ、現在兼務職員につきまして、窓口の相談を受け付けている、そして事務も兼務職員が行っているということでございます。そして常勤職員3名のうち、2名の方につきましては介護の関係の訪問の方に出ているということでございます。また、半日勤務の介護支援専門員も訪問したり、また窓口で受けたりしているという中で、現行の体制の中で今のところはやっていけるということ聞いております。また、次年度につきましてはそのあたりも含めまして増員等の関係につきましても、地域包括支援センター、社会福祉協議会とも考えていただいているということで、予算の関係も、そのあたりも含めて今回考えているところでございます。3月議会の予算の時にはそのあたりの数字もあがってきているということで、ご理解をお願いしたいと思います。今、現状のご報告をさせていただきます。

委員長

半日勤務していただいている方っていうのは、たぶんご主人の扶養の関係とかもあって半日勤務で来ていただいている方なのかなと思うんですが。それっていうのは年間通しての収入ということを見て、扶養とかっていうのはね、また決まってくる問題ですし、この半日勤務の方なんかはこのしばらくです、1日の勤務をしていただくことができないとか、そういう相談もね、やっぱりしていただく中で、兼務の職員が窓口相談や事務はやっていて言ったって、やっぱり出て行って相談っていうのは、お年寄りの相談っていうのはね、1件が長い時間かかったりするんですよ。ですからやっぱり外へ動ける職員さんっていうのが2人とそして半日の方お1人では、今まで3.5人で外回りをやっていたのを、今実質2.5人でやっているという

ことでは、ちょっと状況としては厳しすぎる状況にあるというふうに私は思いますんでね、せめて3.5が今2.5になっているけれども、この半日の方になんとか当面1日出てきていただいて、3にするっていうこととかね、なんか考えてもらわんと、それかもう窓口相談と事務だけやのおて、もうちょっとね、外へ出て行くことも、兼務の職員さんもやっていただくなり、これなんか考えてもらわんと、次の年度の予算では考えてるいってほるけど、2月、3月が乗り切れるかということまで、私ちょっと見ててね、うちの両親も非常に軽度ですけども、リハビリ受けるために介護保険受けてますけどもね。そういう方を含めてね、いちいち全部訪問してこれやっていかんとあかんということではね、大変ですわ。これちょっといっぺんきちっと状況把握しながらそういう交渉もしながら、なんとかそれはまたひいては住民サービスにもかかわってきます。介護保険の事務にも響いてきます。これいろんな連携とってね、認定審査、これ6ヶ月たったら切り替え、切り替えしていく中でもね、遅れたらその人サービス受けられないようになってしまいますのでね。担当との連携の中できちっと申請が受けれる、きちっとそのご本人が望んでおられるサービスが受けれる、そういうものを遅れのないようにね、きちり進めていけるようにしようと思えば、ここのところはちょっと、もうちょっと組織的にきちっと、地域包括っていうものの捉え方、私はもう核やと思ってますから。斑鳩町もそういうふうに思っていたいて、ここは絶対手薄になってはいけないということを考えていただきたいということ、意見を、意見として申し上げておきたいと思えます。

他に委員さんの方よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 他にはないようですので、(10)平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、理事者の報告を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療課長 それでは、平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

今回の補正は、保険料収入の増加及び保険基盤安定の増加とそれに伴います広域連合負担金の増加についてでございます。

具体的には資料10、総括表（案）をもってご説明したいと思っております。

まず、歳入でございます。第1款 後期高齢者医療保険料でございます。保険料収入の増加が見込まれることによりまして、総額で485万7千円の増額をお願いするものでございます。このなかで、特別徴収保険料につきましては、3,544万4千円を減額する一方で、普通徴収保険料につきましては、4,030万1千円を増額することといたしております。

徴収方法別の増額と減額につきましては、平成21年4月以降に、それまで限定的でありました特別徴収から口座振替への変更が無条件でできるようになったことと、また平成20年度保険料で特別軽減を受けることとなったために、下半期の保険料負担が実質0円となった被保険者につきましては、平成20年度下半期の特別徴収を一旦解除いたしました関係で、平成21年度上半期に特別徴収が行えなかったということで、普通徴収に回ったということが主な原因でございます。

第4款の繰入金でございます。一般会計の繰入金でございます。歳出におけます保険基盤安定負担金の額の確定によりまして、113万5千円の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。第2款 後期高齢者医療広域連合負担金でございます。保険料負担金といたしまして485万7千円を、また保険基盤安定負担金として113万5千円を、それぞれ増額いたしまして、合わせて599万2千円の増額をお願いするものでございます。

現行の予算額に、歳入歳出それぞれ599万2千円を増額し、歳入歳出それぞれ2億7,248万3千円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成21年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。よろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長 ないようですので、ここにお示ししております10番目までの報告は終わりましたけれども、他に、理事者の方から報告しておくことについてというのがございましたらお受けいたしますが。 西本住民生活部長。

住民生活部長 職員の人事異動につきましてご報告を申し上げたいと思います。住民生活部におきまして、平成22年2月5日付けで職員の病気休暇によりその関連の異動がございましたので、ご報告申し上げます。課長補佐級でございますが、住民生活部福祉課の課長補佐、中原潤が、2月5日付けで同じく福祉課課長補佐兼社会福祉係長として発令を受けております。また、係長級でございますが、福祉課社会福祉課係長でありました鎌田裕之が同日付けで住民課住民係長に、そして住民課住民係長でありました紀充浩が総務部総務課付となっております。以上が2月5日付けでの職員の人事異動でございます。

委員長 ただいま、ご報告いただきました件は、先に総務課から人事異動ということで議員皆さんにお配りをしていただいた内容でございます。これにつきまして、なにかご質問なり、ご意見なりございましたらお受けいたしますが。特にはございませんか。

(な し)

委員長 私の方からはちょっと1点だけ。年度途中であることと、それとまあ住民課っていうのがこの年度末に割合住民さんの異動やいろいろな手続きやらで、住民課が忙しくなるということで、こういうことになったことについては理解をしておるわけなんですけれども。ただ、福祉課の方もただ今申し上げてましたように、介護保険の関係も非常に忙しい状況もある中、また、生活保護の関係につきましても相談の件数はもちろん多いですし、受給者も年々増えているというような状況の中で、この福祉課では課長補佐が1人しかおられない状況の中で、係長を兼務していただくというような状況っていうのは非常に福祉課にとっても厳しい状況があるのかなと。これが2月、3月だけの、この年度末を乗り切るための処置であるということであれば、十分

理解できるんですが、これが来年度4月以降もこういう形で続いていくというのであればちょっと心配だなというふうに思っておるんですが、これにつきましてはどうなんでしょうか。とりあえず今年度を乗り切るための異動であるというふうに捉えておいてよろしいのでしょうか。

池田総務部長。

総務部長　　今現在言えることにつきましては、住民課の異動につきましては今委員長が言わはったとおりでございます。来年度につきましては、やはり全体のことがございます。例えば環境対策課につきましても相当仕事のボリュームが増えてまいります。福祉課だけでなく、いろんな課がございますので、そこらを総合的に勘案して人員配置をおこなってまいりたいと考えております。当面、今、生活保護担当の参事もおりますし、そこらへんは対応していただけるものと考えております。

委員長　　職員も急きょ辞めたりということで、採用も行っていただいたりしております。でも採用した職員がすぐに辞めてしまったというようなこともございました。職員の採用については、特段の配慮、いろいろな観点から採用については慎重に行っていただき、また、若い職員をより多くとっていただきましてね、活気のある、そして人員配置をしながら、そして職員の育成やっただくということも十分にやっただきながら、各課の状況を見て、また来年度の人事の方も行っていただき、やっぱり住民サービスに深く関わる場所につきましては、特に住民生活部、厚生委員会の所管に関係しますと、非常に住民に深く関わる分野が多くございますのでね。また特段にいろいろと勘案をしていただくようお願いしておきたいというふうに思います。現状では当面のことで、それは住民課の件につきましては理解できますので、これについては異論もございませんので。

他の委員さんもよろしいでしょうか。

(な し)

委員長　　他にございますか。　植村国保医療課長。

国保医療
課長

国保医療課からでございますが、後期高齢者医療保険料の改定についてご報告したいと思います。後期高齢者医療の保険料につきましては、ご承知のように、概ね2年ごとに財政の均衡が保たれるよう設定されるということになっています。制度発足後2年が経過いたしまして、奈良県後期高齢者医療広域連合では、平成22年度と23年度の保険料率の改正を行うことといたしまして、関係条例の改正を広域連合の議会に提案するというところとなっております。その議案の内容についてでございますが、平成22年度・23年度の保険料率について、年額で所得割額7.7%、現行は7.5%でございます。または均等割額40,800円、現行は39,900円で、900円の増ということでございます。このように改正するというものでございます。これにつきましては、医療費の増加や高齢者保険料の負担割合の増加、現行10%から10.26%になります。そういう負担割合の増加に対しまして、平成21年度会計からの繰越金や保険財政安定化基金の取り崩し等、保険料率の抑制策を図った、その結果としてのこのたびの保険料率を設定したということでございます。この議案につきましては、本日の午後、広域連合議会に提案されまして、審議されることとなっております。あらかじめ委員の皆さんにはこの旨ご報告をいたします。以上でございます。

委員長

ただ今、報告がありましたことについて、何かおたずねになりたいことはございませんでしょうか。

そうしたらちょっとおたずねしたいんですけれども、保険料は今年改定の方ですすんできているというなかで、いろいろ新聞報道を見ていましたら、青森県なんかは値上げゼロだと、北海道とか大阪なんかは5.02、5.07%の値上がりというようなこともあったんですけれどもね。今、課長から報告のあったものを、これを平均出すのは大変やろうけれども、県としては、こういうふうには北海道やったら5.02%、平均してですよ、上がりますというような数字が出ているんですけれど。奈良県はそういう平均となると、およそ平均したら、いくらぐらい上がって、何パーセントぐらい上がるという見込み、全体と捉えたらね、なってんのかというのは出ていると思うんですけれども。 植村国保医療課長。

国保医療課長 現行の保険料率で算定しました平均保険料額が62,202円でございます。平成22年・23年度で見込まれます平均保険料額は63,881円でございます。21年度との比較としましては2.7%の引き上げということでございます。

委員長 わかりました。割と低いですね、まだ。他に皆さんのほうで何かございませんでしょうか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については、終わらせていただきます。
続きまして、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けいたします。いかがでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 女性特有のがん検診についてなんですけれども、このがん検診については、昨年9月1日からもうじき今年度終了ということになるんですけれども。子宮がんと乳がんについて、当町では前に報告を受けたときは1千名が子宮がん検診ですか、対象、また乳がんについては900人ということで、もう近づいておりますので、数的にどういった状況になっているのかということをお報告願いたいんですけれども。

健康対策課長 女性特有のがん検診につきましては、平成21年度9月にクーポン券を送付させていただいたところでございますが、今年度につきましては、子宮がん・乳がんは2年に1回の検診ということで多い年でもありますが、今年度につきましては、平成21年度で無料クーポン券を利用して受診された方につきましては、12月末現在であります217人、そして子宮がん検診につきましては115人の方が無料クーポン券を利用された状況であります。それで、乳がん検診につきましては今12月末では34.1%、子宮がん検診につきましては34.6%、全体として30%の受診率となっております。

委員長

他に委員さんのほうから何かございますか。すみません、私も少しおたずねしたいんですが、前回、国保の留め置きになっている保険証の中に、子どもさんたちがいないかということをお心配して申し上げておりました、この間にですね、厚生労働省のほうの動きの中で、小・中学生だけでなく18歳までの子どもさんにはやはり保険証を交付していこうという考え方が示されている中で、うちは資格証の発行はしておりませんが、ただし留め置きの件数というのはいつもあるようには思うんですが、その留め置きの保険証の中に、18歳までの未成年の方が、子どもさんがいらっやらないかということで、再度、前回も申し上げましたけれども、その後調査をしていただけているのかどうか。そしてまた、18歳未満ということについてどうなのかっていうことをお尋ねをしておきたいなと思うんですが。

寺田国保医療課参事。

国保医療
課参事

平成20年12月の法の改正によりまして、平成21年4月より資格証明書世帯に属する中学生以下の被保険者に対しましては、資格証明書ではなく、6か月の短期被保険者証を交付しなさいということになっています。

一方で、前回の法改正で対象とならなかった高校生世代の被保険者が今年の9月現在で10,647人にのぼっております。そのほとんどが高校在学中であると言われておまして、そのことから短期被保険者証を交付して救済する対象を高校生世代にまでに広げることが、この通常国会で提案されまして、この7月からの実施される予定でございます。

斑鳩町では、先ほど委員長が申されておりますように、資格証明書は交付しておりません。1年以上滞納している滞納者などには3か月あるいは6か月の短期被保険者証を交付しておまして、短期被保険者証の交付は納付相談の機会を確保するという観点からも必要なものであると考えおりますけれども、医療の必要な子どもが医療を受けられないということがないように、短期被保険者証の交付につきましては、一方的に、機械的に行うのではなくて、個々の滞納世帯と接触をもち、実態を十分把握したうえで、短期被保険者証を交付しております。

1月末現在で短期被保険者証の交付件数は、3か月の短期被保険者証で7世帯、6か月の短期被保険者証が27世帯となっております。その中で18

歳未満の子どものいる世帯は、3か月の短期被保険者証の世帯ではおられません。6か月の短期被保険者証交付世帯で14世帯ございまして、18歳未満の子どもの31人おられます。現在、未だ被保険者証を受け取りに来られていない世帯が62世帯ございます。その中に18歳未満の子どものいる世帯はありません。まだ被保険者証を取りに来られていない方には、再三役場のほうから文書で保険証を窓口に取りに来るよう案内しておりますし、また家庭訪問等も行っております。

今後も町といたしましては、滞納世帯で18歳未満の子どものいる世帯に対しましては、児童福祉の観点からも子どもの医療の確保には特別な配慮が必要であると考えておりまして、そのような観点にたち事務を進めてまいりたいと考えております。以上です。

委員長

はい。私も申し上げてから、参事のほうで、きちっと対応していただき、調査もしていただいたということで、ありがとうございました。また今後も今申されましたように、子どもさんたちに、医療を受ける格差が生じることがないようにお願いしておきたいと思っております。

それとですね、もう1点なんですが、こないだちょっと新聞報道を見ていて気になりましたのが、後期高齢者医療に移行してから、当町もこれまで健診など力入れてやってきていただいたんですけども。基本健康診査でやってきていたときよりも、後期高齢者医療にかわったなかで、健診の方式が変わって、受診していただく率が非常に低下しているという状況が、全国的に例があるということで。奈良県そのものも低くなっている。以前に課長が斑鳩町ではきめ細かく対応しながら、受診率も他の市町村よりも高いですよというような話も聞いていたんですけども。奈良県では2007年では28.4%であった健診の受診率が、2008年では13.8%に落ち込んでいると。予防、予防という方針を出しているのにもかかわらず、すごい下がっているという状況があつてね、本当にこんなんでいいんだろうかという心配をしておったんですけども。当町の受診の状況ですね、どんなふうになっているのか、この際ですのでおたずねをしておきたいと思っております。

植村国保医療課長。

国保医療
課長

平成19年度の基本健康診査と平成20年度の後期高齢者医療での健診
についての变化などおたずねでございますが、まず平成20年度につきまして
は、委員長がおっしゃいましたように奈良県平均は、13.8%でござい
ましたが、斑鳩町での受診率は22.3%でございます。基本健康診査にお
きまして、後期高齢者の健診におきまして、実はその全国的な統一的な
受診率を求めるという基準というのはございません。単純比較は難しいと考
えるのですが、本町での実数の比較、受診された方の実数の比較を申しま
すと、平成19年度の基本健康診査で75歳以上の受診者で629人ござい
ました。平成20年度の後期高齢者健診受診者につきましては、これは障害
者の方も含めてでございますが666人でございます。こういうことから、
基本健診から委員長おっしゃいましたような減少していることは本町では
ないと思っています。

委員長

わかりました。余りにもね、後期高齢者医療が始まる時にですね、この健
康診査についての取り扱いというのが、各都道府県とかね、各市町村の考え
方いろいろあったのを、県統一した広域連合でいろいろ決めていく、という
ことでは、都道府県によってちょっと取扱いも違う。そしてまた市町村によ
って取扱い、料金のかかり方ですね、斑鳩町はご配慮いただいていますけれ
ども、金額のかかり方が違うとか、いろいろありましたので、こういうふう
に、いろいろ大きく数字が変わっている状況もあるのかとは思いますが、
当町としては受診者数が大きく変わっていない。まだ増加しているぐらいだ
と、説明を受けましたので、ちょっと安心をしました。

それともう1点ですね、ちょっと気になっておりましたのが、せっかく自
治会連合会の皆様から提案をされまして、要望されまして、私たちも研究を
してまいりましたポイ捨て条例をどうすべきなのかということで、視察も行
かせていただき、この間いろいろ研究をしてくれているんですが、これにつ
いては方向性としては、やはり環境保全条例を改正するとかという考え方もあ
るのかなと思っていたんですが、それはそれで、また罰則をもうけるとか、
もうけないとかいう問題にも関わってくるということになると、その中で改
正をするというのは難しいのかなど。ポイ捨てはポイ捨てで単独での条例化
というのが必要なのかなどか、いろいろ考えているときころなんですが、や

はり住民さんからの要望もございますし、今後の、斑鳩町も駅前のほうもずっと北口のほうも道の拡幅をしながら、さらにきれいなまちをつくっていかうというなかではね、この条例をどうしていくべきなのか。そしてまた、これも議会からやはりこういうふうな形で提案したほうがいいのか、理事者側から提案してもらったほうがいいのか、私としてもいろいろ、この間に考えてきたわけなんですけれども、今後の方向性としてさらに具体化しながら、当委員会としても担当課とご相談させていただきたいと思っておりますので、今後また少し勉強会などもやっていきたいと思っておりますが、その点について委員皆様やまた担当課にもご理解をいただきたいと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 担当課のほうもご了解いただけますか。

(了 承)

委員長 そしたらまた改めまして、また厚生常任委員会の皆様にも招集をさせていただいて、またいろいろ意見を出し合っていたいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

他に、その他について何かございませんでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして本日の審査案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり副町長のご挨拶をお受けいたします。

芳村副町長。

(副町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午前11時46分 閉会)

